

令和六年四月

令和六年四月文京区議会臨時議会議案

文京区

目次

議案第八十四号 文京区特別区税条例の一部を改正する条例

1頁

議案第八十四号

文京区特別区税条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和六年四月三日

提 出 者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区特別区税条例の一部を改正する条例

文京区特別区税条例（昭和三十九年十二月文京区条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

第三十六条第二項に次のただし書を加える。

ただし、区長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、区民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第四十六条の二第二項中「によつて」を「により」に、「納期限前七日」を「納期限」に改め、同条第三項中「によつて」を「により」に、「納期限前七日」を「納期限」に改め、同条第四項中「納期限前七日」を「納期限」に改める。

付則第二条の二の三の次に次の一条を加える。

（令和六年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例）

第二条の二の四 所得割の納税義務者の選択により、法附則第四条の四第四項に規定する特例損失金額（以下この項において「特例損失金額」という。）がある場合には、特例損失金額（同条第四項に規定する災害関連支出がある場合には、第三項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限る。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について、令和五年において生じた法第三百十四条の二第一項第一号

に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第十七条の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和七年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の区民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかつたものとみなす。

2 前項前段の場合において、第十七条の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうち同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第四十八条の六第一項に規定する親族の有する法附則第四条の四第四項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和七年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の区民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかつたものとみなす。

3 第一項の規定は、令和六年度分の第二十三条第一項又は第三項の規定による申告書（その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第二十四条第一項の確定申告書を含む。）に第一項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認める場合を含む。）に限り、適用する。

付則第三条中「、法附則第四条の四第三項」を、「法附則第四条の五第三項」に、「及び法附則第四条の四第三項」を「並びに法附則第四条の五第三項」に改める。

付則第三条の六の次に次の四条を加える。

（令和六年度分の区民税の特別税額控除）

第三条の七 令和六年度分の区民税に限り、法附則第五条の八第四項及び第五項に規定するところにより控除すべき区民税に係る令和六年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が千八百五万円以下である所得割の納

税義務者（次条及び付則第三条の九において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第十八条から第二十条の二まで、付則第二条の二の二第二項、付則第三条の三第一項、付則第三条の五の二第一項、前条及び付則第五条の二の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第十九条の二第二項、第三十五条の五第一項及び前条の規定の適用については、第十九条の二第二項及び前条中「附則第五条の六第二項」とあるのは「附則第五条の六第二項及び第五条の八第六項」と、第三十五条の五第一項中「課した」とあるのは「付則第三条の七第一項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「前々年中」とあるのは「付則第三条の七第一項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

（令和六年度分の区民税の納税通知書に関する特例）

第三条の八 令和六年度分の区民税に限り、区民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第二十九条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

一 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る区民税の額（前条第一項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る区民税の額をいう。）、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の都民税の額（法附則第五条の八第一項及び第二項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の都民税の額をいう。）及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額（以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。）からその者の普通徴収に係る区民税の額、普通徴収に係る個人の都民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額（以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を四で除して得た金額（当該金額に千円未満の端数があるとき又は当該金額の

全額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に三を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第一期分金額」という。）に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第二十八条第一項に規定する第一期の納期（以下この項、次項及び次条第一項において「第一期納期」という。）においてはその者の第一期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。

二 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第一期分金額以上であり、かつ、その者の第一期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第一期納期においてははならないものとし、第二十八条第一項に規定する第二期の納期（以下この項及び次条第一項において「第二期納期」という。）においてはその者の第一期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第二十八条第一項に規定する第三期の納期（以下この項において「第三期納期」という。）及び同条第一項に規定する第四期の納期（以下この項において「第四期納期」という。）においてはその者の分割金額とする。

三 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第一期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第一期分金額とその者の分割金額に二を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第一期納期及び第二期納期においてははならないものとし、第三期納期においてはその者の第一期分金額とその者の分割金額に二を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、

第四期納期においてはその者の分割金額とする。

四 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第一期分金額と
その者の分割金額に二を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納
期の納付額は、第一期納期、第二期納期及び第三期納期においてははなし、第四期納期においてはそ
の者の普通徴収に係る区民税の額、普通徴収に係る個人の都民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の
合算額とする。

2 令和六年度分の区民税（第一期納期から第三十五条第一項の規定により普通徴収の方法によつて徴収される
こととなつたものを除く。）を同項の規定により普通徴収の方法によつて徴収する場合には、前項の規
定は、適用しない。

（令和六年度分の公的年金等に係る所得に係る区民税に関する特例）

第三条の九 令和六年度分の区民税に限り、第三十五条の二第一項の規定により特別徴収の方法によつて徴収す
べき公的年金等に係る所得に係る区民税（第三項において「年金所得に係る特別徴収の区民税」という。）の
額及び同条第二項の規定により普通徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る区民税の額に
ついては、次に定めるところによる。

一 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る区民税の額（付則第三条の七第一項の規
定の適用がないものとした場合に算出される第三十五条の二第一項に規定する前年中の公的年金等に係る所
得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第五号
において同じ。）の合算額（以下この号及び第五号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算
額」という。）をいう。以下この号及び第三項第一号において同じ。）からその者の年金所得に係る所得割
額及び均等割額の合算額を控除した額（以下この項及び第三項において「年金所得に係る区民税に係る特別

税額控除額」という。)がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る区民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る区民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る区民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る区民税の額の二分の一に相当する額をいう。以下この号において同じ。))を控除した額をいう。以下この号において同じ。)を二で除して得た金額(当該金額に千円未満の端数があるとき又は当該金額の全額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第二期分金額」という。)をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る区民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「第一期分金額」という。)に満たない場合には、第一期納期及び第二期納期に普通徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る区民税の額(以下この項において「普通徴収対象税額」という。)並びに第三十五条の三に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る区民税の額(以下この項及び第三項において「特別徴収対象税額」という。)は、第一期納期においてはその者の第一期分金額からその者の年金所得に係る区民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第二期納期においてはその者の第二期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の十月一日から十一月三十日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る区民税の額を三で除して得た金額(当該金額に百円未満の端数があるとき又は当該金額の全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に二を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る区民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「十月分金額」という。)に相当する税額、同年十二月一日から翌年の三月三十一日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

二 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る区民税に係る特別税額控除額がその者の第一期分金額以上であり、かつ、その者の第一期分金額とその者の第二期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対

象税額及び特別徴収対象税額は、第一期納期における税額はないものとし、第二期納期においてはその者の第一期分金額とその者の第二期分金額との合計額からその者の年金所得に係る区民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の十月一日から十一月三十日までの間においてはその者の十月分金額に相当する税額、同年十二月一日から翌年の三月三十一日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

三 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る区民税に係る特別税額控除額がその者の第一期分金額とその者の第二期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第一期分金額、その者の第二期分金額及びその者の十月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第一期納期及び第二期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の十月一日から十一月三十日までの間においてはその者の第一期分金額、その者の第二期分金額及びその者の十月分金額の合計額からその者の年金所得に係る区民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年十二月一日から翌年の三月三十一日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

四 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る区民税に係る特別税額控除額がその者の第一期分金額、その者の第二期分金額及びその者の十月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第一期分金額、その者の第二期分金額、その者の十月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第一期納期及び第二期納期並びに当該年度の初日の属する年の十月一日から十一月三十日までの間における税額はないものとし、同年十二月一日から翌年の一月三十一日までの間においてはその者の第一期分金額、その者の第二期分金額、その者の十月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る区民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年二月一日から三月三十一日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

五 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る区民税に係る特別税額控除額がその者の第一期分金額、その者の第二期分金額、その者の十月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第一期納期及び第二期納期並びに当該年度の初日の属する年の十月一日から翌年の一月三十一日までの間における税額はないものとし、同年二月一日から三月三十一日までの間においてははその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第三十五条の四の規定の適用については、同条第二項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の十月一日から翌年の三月三十一日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「付則第三条の九第一項各号に規定する特別徴収の方法によつて徴収すべき額」とする。

3 令和六年度分の区民税に限り、年金所得に係る特別徴収の区民税の額（第一項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。

一 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る区民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る区民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る区民税の額から第三十五条の五第一項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を三で除して得た金額（当該金額に百円未満の端数があるとき又は当該金額の全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に二を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る区民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「十月分金額」という。）に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の十月一日から十一月三十日までの間においてははその者の十月分金額からその者の年金所得に係る区民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年十二月一日から翌年の三月三十一日までの間においてははその者の

分割金額に相当する税額とする。

二 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る区民税に係る特別税額控除額がその者の十月分金額以上であり、かつ、その者の十月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の十月一日から十一月三十日までの間における税額はないものとし、同年十二月一日から翌年の一月三十一日までの間においてはその者の十月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る区民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年二月一日から三月三十一日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

三 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る区民税に係る特別税額控除額がその者の十月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の十月一日から翌年の一月三十一日までの間における税額はないものとし、同年二月一日から三月三十一日までの間においてはその者の第三十五条の五第二項の規定により読み替えられた第三十五条の二第一項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。

4 前項の規定の適用がある場合における第三十五条の四の規定の適用については、同条第二項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の十月一日から翌年の三月三十一日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「付則第三条の九第三項各号に規定する特別徴収の方法によつて徴収すべき額」とする。

5 令和六年度分の区民税につき第三十五条の六第一項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。

(令和七年度分の区民税の特別税額控除)

第三条の十 令和七年度分の区民税に限り、法附則第五条の十二第三項及び第四項に規定するところにより控除

すべき区民税に係る令和七年度分特別税額控除額を、同条第三項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第十八条から第二十条の二まで、付則第二条の二の二第二項、付則第三条の三第一項、付則第三条の五の二第一項、付則第三条の六及び付則第五条の二の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

付則第四条第二項中「前条」を「付則第三条の六」に改め、同条第三項中「第二十条の二第一項」の下に「付則第三条の七第一項及び前条」を加え、「同項」を「第二十条の二第一項」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、付則第三条の七第一項中「前条及び」とあるのは「前条、付則第四条第二項及び」と、前条中「付則第三条の六及び」とあるのは「付則第三条の六、次条第二項及び」とする」に改める。

付則第八条第三項に次の一号を加える。

五 付則第三条の七及び付則第三条の十の規定の適用については、付則第三条の七第一項及び付則第三条の十中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第八条第一項の規定による区民税の所得割の額」とする。

付則第九条第三項に次の一号を加える。

五 付則第三条の七及び付則第三条の十の規定の適用については、付則第三条の七第一項及び付則第三条の十中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第九条第一項の規定による区民税の所得割の額」とする。

付則第十条第三項第三号中「とあるのは、」を「とあるのは」に改め、同項に次の一号を加える。

五 付則第三条の七及び付則第三条の十の規定の適用については、付則第三条の七第一項及び付則第三条の十中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第十条第一項の規定による区民税の所得割の額」とする。

付則第十二条第五項第一号中「とあるのは」を「とあるのは、」に改め、同項に次の一号を加える。

五 付則第三条の七及び付則第三条の十の規定の適用については、付則第三条の七第一項及び付則第三条の十中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第十二条第一項の規定による区民税の所得割の額」とする。

付則第十三条第二項に次の一号を加える。

五 付則第三条の七及び付則第三条の十の規定の適用については、付則第三条の七第一項及び付則第三条の十中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第十三条第一項の規定による区民税の所得割の額」とする。

付則第十四条第二項に次の一号を加える。

五 付則第三条の七及び付則第三条の十の規定の適用については、付則第三条の七第一項及び付則第三条の十中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第十四条第一項の規定による区民税の所得割の額」とする。

付則第十四条の二第二項に次の一号を加える。

五 付則第三条の七及び付則第三条の十の規定の適用については、付則第三条の七第一項及び付則第三条の十中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第十四条の二第一項の規定による区民税の所得割の額」とする。

付則第十四条の二第五項に次の一号を加える。

五 付則第三条の七及び付則第三条の十の規定の適用については、付則第三条の七第一項及び付則第三条の十中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第十四条の二第三項後段の規定による区民税の所得割の額」とする。

付則第十四条の三第二項に次の一号を加える。

五 付則第三条の七及び付則第三条の十の規定の適用については、付則第三条の七第一項及び付則第三条の十中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第十四条の三第一項の規定による区民税の所得割の額」とする。

付則第十四条の三第五項に次の一号を加える。

五 付則第三条の七及び付則第三条の十の規定の適用については、付則第三条の七第一項及び付則第三条の十中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第十四条の三第三項後段の規定による区民税の所得割の額」とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説 明)

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部改正等に伴い、規定を整備するため、本案を提出いたします。

